

建設業法令遵守ガイドライン改訂（第12版）から修正が必要な箇所

（赤字傍線部分が変更部分）

修 正 後	修 正 前
<p>1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第1項から第4項まで及び第6項、第20条の2） (略) (1) 見積条件の提示に当たっては下請契約の具体的な内容を提示することが必要</p> <p>建設業法第20条第3項により、元請負人が下請負人に対して具体的な内容を提示しなければならない事項は、同法第19条により請負契約書に記載することが義務付けられている事項（工事内容、工事着手及び工事完成の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等（11ページ「2-1 当初契約」参照））のうち、請負代金の額を除くすべての事項となる。</p> <p>見積りを適正に行うという建設業法第20条第<u>3</u>項の趣旨に照らすと、例えば、上記のうち「工事内容」に関し、元請負人が最低限明示すべき事項としては、</p> <ul style="list-style-type: none">① 工事名称② 施工場所③ 設計図書（数量等を含む）④ 下請工事の責任施工範囲⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項⑦ 施工環境、施工制約に関する事項⑧ 材料費、労働災害防止対策、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項 <p>が挙げられ、元請負人は、具体的な内容が確定していない事項についてはその旨を明確に示さなければならない。</p>	<p>1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第1項から第4項まで及び第6項、第20条の2） (1) 見積条件の提示に当たっては下請契約の具体的な内容を提示することが必要</p> <p>建設業法第20条第3項により、元請負人が下請負人に対して具体的な内容を提示しなければならない事項は、同法第19条により請負契約書に記載することが義務付けられている事項（工事内容、工事着手及び工事完成の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等（11ページ「2-1 当初契約」参照））のうち、請負代金の額を除くすべての事項となる。</p> <p>見積りを適正に行うという建設業法第20条第<u>4</u>項の趣旨に照らすと、例えば、上記のうち「工事内容」に関し、元請負人が最低限明示すべき事項としては、</p> <ul style="list-style-type: none">① 工事名称② 施工場所③ 設計図書（数量等を含む）④ 下請工事の責任施工範囲⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項⑦ 施工環境、施工制約に関する事項⑧ 材料費、労働災害防止対策、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項 <p>が挙げられ、元請負人は、具体的な内容が確定していない事項についてはその旨を明確に示さなければならない。</p>

施工条件が確定していないなどの正当な理由がないにもかかわらず、元請負人が、下請負人に対して、契約までの間に上記事項等に関し具体的な内容を提示しない場合には、建設業法第20条第3項に違反する。

6. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3第1項、第20条第3項）

（略）

上記①から⑦のケースは、いずれも建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。また、⑥のケースは同法第19条第1項に違反し、⑦のケースは同法第20条第3項に違反する。

元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示（指値）し、その額で下請負人に契約を締結させる、指値発注は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却するものである。

（1）指値発注は建設業法に違反するおそれ

指値発注は、元請負人としての地位の不当利用に当たるものと考えられ、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3第1項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

元請負人が下請負人に対して示した工期が、通常の工期に比べて短い工期である場合には、下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」は、元請負人が示した短い工期で下請工事を完成させることを前提として算定されるべきである。

元請負人が、通常の工期を前提とした下請代金の額で指値をした上で短い工期で下請工事を完成させることにより、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（32ページ「4. 不当に低い請

施工条件が確定していないなどの正当な理由がないにもかかわらず、元請負人が、下請負人に対して、契約までの間に上記事項等に関し具体的な内容を提示しない場合には、建設業法第20条第3項に違反する。

6. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3第1項、第20条第4項）

（略）

上記①から⑦のケースは、いずれも建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。また、⑥のケースは同法第19条第1項に違反し、⑦のケースは同法第20条第4項に違反する。

元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示（指値）し、その額で下請負人に契約を締結させる、指値発注は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却するものである。

（1）指値発注は建設業法に違反するおそれ

指値発注は、元請負人としての地位の不当利用に当たるものと考えられ、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（32ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3第1項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

元請負人が下請負人に対して示した工期が、通常の工期に比べて短い工期である場合には、下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」は、元請負人が示した短い工期で下請工事を完成させることを前提として算定されるべきである。

元請負人が、通常の工期を前提とした下請代金の額で指値をした上で短い工期で下請工事を完成させることにより、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（32ページ「4. 不当に低い請

負代金」参照)を下回る場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

また、下請負人が元請負人が指した額で下請契約を締結するか否かを判断する期間を与えることなく、回答を求める行為については、建設業法第20条第3項の見積りを行うための一定期間の確保に違反する(2ページ「1. 見積条件の提示等」参照)。

さらに、元請下請間において請負代金の額の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に對し下請工事の施工を強要し、その後に下請代金の額を元請負人の指値により一方的に決定する行為は、建設業法第19条第1項に違反する(11ページ「2. 書面による契約締結」参照)。

なお、上記に該当しない場合についても、指値発注は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

9. 赤伝処理(建設業法第18条、第19条、第19条の3第1項、第20条第3項)

(略)

上記①から⑥のケースは、いずれも建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

また、上記①のケースについて、当該事項を契約書面に記載しなかった場合には建設業法第19条、見積条件として具体的な内容を提示しなかった場合には同法第20条第3項に違反する。

赤伝処理とは、元請負人が

- ① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
- ② 下請代金の支払に関して発生する諸費用(下請代金の振り込み手数料等)
- ③ 下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設副産物の運搬処理費用
- ④ 上記以外の諸費用(駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用安全協力会費並びに建設キャリアアップシステムに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料等)を下請代金の支払時に差引く(相殺する)行為である。

負代金」参照)を下回る場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

また、下請負人が元請負人が指した額で下請契約を締結するか否かを判断する期間を与えることなく、回答を求める行為については、建設業法第20条第4項の見積りを行うための一定期間の確保に違反する(2ページ「1. 見積条件の提示等」参照)。

さらに、元請下請間において請負代金の額の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に對し下請工事の施工を強要し、その後に下請代金の額を元請負人の指値により一方的に決定する行為は、建設業法第19条第1項に違反する(11ページ「2. 書面による契約締結」参照)。

なお、上記に該当しない場合についても、指値発注は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

9. 赤伝処理(建設業法第18条、第19条、第19条の3第1項、第20条第4項)

(略)

上記①から⑥のケースは、いずれも建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

また、上記①のケースについて、当該事項を契約書面に記載しなかった場合には建設業法第19条、見積条件として具体的な内容を提示しなかった場合には同法第20条第4項に違反する。

赤伝処理とは、元請負人が

- ① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
- ② 下請代金の支払に関して発生する諸費用(下請代金の振り込み手数料等)
- ③ 下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設副産物の運搬処理費用
- ④ 上記以外の諸費用(駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用安全協力会費並びに建設キャリアアップシステムに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料等)を下請代金の支払時に差引く(相殺する)行為である。

(1) 略

(2) 赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に明示することが必要

下請代金の支払に関して発生する諸費用、元請負人が一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用及び下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設副産物の処理費用について赤伝処理を行う場合には、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示する必要があり、当該事項を見積条件に明示しなかった場合については建設業法第20条第3項に、当該事項を契約書面に記載しなかった場合については同法第19条に違反する。

また、建設リサイクル法第13条では、建設副産物の再資源化に関する費用を契約書面に明示することを義務付けていることにも、元請負人は留意すべきである（11ページ「2-1 当初契約」参照）。

(1) 略

(2) 赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に明示することが必要

下請代金の支払に関して発生する諸費用、元請負人が一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用及び下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設副産物の処理費用について赤伝処理を行う場合には、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示する必要があり、当該事項を見積条件に明示しなかった場合については建設業法第20条第4項に、当該事項を契約書面に記載しなかった場合については同法第19条に違反する。

また、建設リサイクル法第13条では、建設副産物の再資源化に関する費用を契約書面に明示することを義務付けていることにも、元請負人は留意すべきである（11ページ「2-1 当初契約」参照）。